

消費者物価指数の 2025 年基準改定に向けて

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 森本聡

はじめに ～「経済の体温計」といわれる消費者物価指数～

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する商品やサービスの価格変動を総合的に測定するもので、「経済の体温計」といわれる重要な指標です。総務省統計局は、小売物価統計調査の結果などから、消費者物価指数を毎月作成し、その結果を公表しています。

現在、消費者物価指数は、金融政策において目標指標として採用され、経済政策を推進する上でも極めて重要な指標として用いられています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金の改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く活用されています。

消費者物価指数の 2025 年基準改定に向けて

このように重要な指標である消費者物価指数については、公的統計として、適切かつ合理的な方法により、中立性と信頼性が確保されるように作成されなければなりません。また、いつの時代にも社会経済情勢の変化に応じて有用性が確保され、適時的確に提供されることが不可欠です。こうした要請に応えるために、消費者物価指数では、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の充実などを行っています。この改定は、昭和 30 年（1955 年）の改定以来、5 年に 1 回、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に実施しています。

総務省統計局では、令和 8 年（2026 年）に予定している消費者物価指数の第 17 次の改定（現行の 2020 年基準から 2025 年基準への移行）に向けて、目下、同指数の見直し作業を進めています。今般、改定の主な内容及び指数作成上の基本方針について取りまとめ、「消費者物価指数 2025 年基準改定計画（案）」を作成し、公表いたしました。

<https://www.stat.go.jp/info/guide/public/cpi/250730.html>

その主な内容は、以下のとおりです。

（１）指数の基準時及びウエイトの更新

- ・ 指数を 100 とする基準年及びウエイトを 2025 年に更新します。
- ☞ 指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に沿った対応

https://www.soumu.go.jp/main_content/000445798.pdf

(2) 品目の改定

- ・家計消費支出上の重要度を踏まえて品目を改定（新基準の品目数は 589 品目）します。

追加 19 品目：ぶどう（シャインマスカット）、プロテインパウダー、ヘルメット、通信教育、ペット保険料など

廃止 11 品目：はくさい漬、ネクタイ、ビデオソフトレンタル料、振込手数料など

2 品目を 1 品目に統合：ビール風アルコール飲料を発泡酒に統合

☞品目の選定基準に基づく品目の追加・廃止の対応

表 品目の選定基準

＜追加品目の選定基準＞ 以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。 ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目 ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目 ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
＜廃止品目の選定基準＞ 以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。 ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目 ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目 ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

(3) POS情報の採用拡大

- ・近年のネット購入の増加・情報収集技術の進展を踏まえ、メモリーカード及びプリンタ用インクについて、指数作成方法を調査員による調査によるものから対面販売及びインターネット販売の価格を含む POS 情報を活用するものに変更します。

※1 従来から POS 情報を活用して指数を作成している品目は、テレビ、ビデオレコーダー、パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、タブレット端末、プリンタ及びカメラ

☞令和 2 年 9 月の統計委員会の答申「諮問第 142 号の答申 小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」等を踏まえた対応

(4) モデル式の改定

- ・モデル式※2 の精度の維持向上に必要な改定（価格を合成する際の比率等の更新、採用する価格及びモデルケースの見直し等）を行います。

※2 航空運賃や電気代、通信料（携帯電話）などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて月々の指数を算出

☞モデル式の精度の維持向上に必要な対応

（５）公表系列の充実等

- ・利用環境向上のため、品目別価格指数（東京都区部）の参考値として小数第３位までの指数を開示します。
- ・COICOP 分類指数について、表形式を月別結果表から時系列表に変更します。
☞ユーザーニーズも踏まえ、物価指数の有用性を確保する観点からの対応

（６）季節調整に用いるソフトウェアの切替え

- ・最新のソフトウェアである X-13ARIMA-SEATS への切替え
☞現在の季節調整用ソフトウェアの提供が既に終了していることに伴う対応。季節調整の手法を変更するものではなく、公表値に及ぼす影響はない。

今後の予定

７月３１日から実施しているパブリックコメントで寄せられた皆様の御意見、関係府省庁などの意見、６月から８月までの統計委員会における議論の結果などを踏まえ、本年１１月頃に基準改定計画を決定・公表し、当該計画に沿って準備を進め、令和８年夏頃に、新基準（２０２５年基準）のウエイト、モデル式の内容などの公表、令和７年１月から令和８年６月までの新基準指数の公表、令和８年７月分（全国）の新基準結果の公表を順次行います。その際には、統計利用者にとって参考となる情報をより充実させた上で、丁寧に情報提供を行うよう努めてまいります。

おわりに

総務省統計局は、今回の改定を通じて、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保を図り、期待される公的統計としての役割を十分に果たせるよう、より質の高い統計を適時的確に提供していくことを目指してまいります。

（令和７年９月１０日）